

日本遺産「播但貫く 銀の馬車道 鉱石の道」
マーケティング調査
公募型プロポーザル実施要領

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、日本遺産「播但貫く 銀の馬車道 鉦石の道」マーケティング調査業務委託業者を選定する手続について、必要な事項を定める。

2 業務委託の概要

- (1) 業務名称 日本遺産「播但貫く 銀の馬車道 鉦石の道」マーケティング調査業務
- (2) 事業主体 日本遺産「銀の馬車道・鉦石の道」推進協議会
- (3) 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり
- (4) 履行期限
 - ・国内マーケティング 平成29年11月30日
 - ・インバウンドマーケティング 平成29年12月25日
- (5) 予算額 平成29年度予算 5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

プロポーザル方式の参加資格は、参加表明書提出期限（平成29年9月15日）現在において、以下の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 日本遺産「銀の馬車道・鉦石の道」推進協議会（以下、「協議会」という。）を構成する6市町（姫路市・福崎町・市川町・神河町・朝来市・養父市）及び兵庫県において、いずれかの自治体の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 協議会及び協議会を構成する団体に所属していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 協議会を構成する6市町及び兵庫県の指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団、又はその構成員、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあり、事実上運営に影響が及んでいないこと。

4 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 平成29年9月15日（金）午後5時まで
- (2) 提出書類 プロポーザル参加表明書（別紙2）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（期限当日に必着）による。
- (4) 提出先 朝来市市長公室総合政策課
〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1

5 質問受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は質問書（別紙3）を提出すること。

- (1) 提出期限 平成29年9月15日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書を電子メール又はファクシミリにより提出すること。
- (3) 回答方法 提出された質問は、参加申込者全員に電子メールにて9月19日（火）に回答する。
- (4) 提出先 朝来市市長公室総合政策課
〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1
E-mail: sougou@city.asago.lg.jp FAX:079-672-4041

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 平成29年9月22日（金）午後5時まで
なお、期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

- (2) 提出書類 企画提案書等提出書類一覧（別紙4）のとおり
- (3) 提出部数 各15部
- (4) 提出方法 持参又は郵送（期限当日に必着）による。
- (4) 提出先 朝来市市長公室総合政策課 〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1

7 事業者の選定

(1) プレゼンテーション

- ① 実施日時・場所 **平成29年9月27日（水）兵庫県和田山庁舎 301会議室**
〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213-96（朝来市役所西側）

※時間は別途決定し、プロポーザル参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

- ② 実施時間
1事業者につき30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内とする。）

③ その他

ア 下記10「失格条項等」に該当する事業者は失格とし、プレゼンテーション審査を実施しない。

イ 配置予定の担当者は必ずプレゼンテーション審査に出席すること。

ウ プレゼンテーションは非公開とする。

エ プレゼンテーションは提出された資料をもとに行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

オ プレゼンテーションはプロジェクター等の使用は可能とするが、事業者で準備すること。

(2) 選定方法等

- ① 事業者の選定は、審査委員会を設置し、同委員会が事業者を選定する。
- ② 企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、最高得点者を本委託業務に適した候補者として選定する。

8 契約の締結

前記7(2)により本委託業務の候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は協議会を構成する6市町及び兵庫県から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

9 募集から随意契約交渉順位決定までのスケジュール



10 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、本プロポーザルの庶務を行う朝来市の朝来市情報公開条例（平成17年朝来市条例第9号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

12 提出及び問い合わせ先

〒669-5292

兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1

朝来市市長公室総合政策課 担当：和田（わだ）

電話番号：(079)672-4003 FAX：(079)672-3220

E-mail: sougou@city.asago.lg.jp